

宮前区PRキャラクター着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮前区PRキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 宮前区長（以下「区長」という。）は、宮前区PRキャラクターの適正利用に関する要綱に基づき承認された利用主体に対して着ぐるみを貸し出すことができる。

(貸出しの申請)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ着ぐるみ貸出申込書（様式第1号）を区長に提出し、区長の承諾を得なければならない。

(使用承諾)

第3条 区長は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1) キャラクターのイメージを損ない、または損なう恐れのあるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、または使用しない恐れがあるとき。
- (3) その他、区長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、区長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承認の取消し)

第6条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規定に違反したときは、その使用の承認を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、区長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、区長は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

宮前区PRキャラクター着ぐるみ貸出申込書

令和 年 月 日

（あて先）宮前区長 あて

（申請者）住 所

団体等名

代表者氏名

担当者		連絡先	TEL・FAX: E-Mail:
-----	--	-----	---------------------

着ぐるみの借受、使用に当たり、区長が定める貸出要領及び下記の貸出条件を遵守の上、下記のとおり申し込みます。

事業等の名称	
実施期日・期間	令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
事業実施場所	
参加予定者数	
貸出着ぐるみ	<input type="checkbox"/> メロー（男の子） <input type="checkbox"/> コスミン（女の子） <input type="checkbox"/> カッチャン ☆着ぐるみは各1体ですので、ご要望に添えない場合があります。予めご了承ください。
受取・返却予定日	受取日：令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 返却日：令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 ☆原則として、イベント実施1日前貸出、終了後則返却（土日、休祝日は除く）とします。
貸出条件	1 貸出及び返却は、宮前区役所公用車庫で行います。なお、移動にはワゴン車などが必要となります。 2 他の事業との関連でご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。 3 火気及び危険物の近辺での使用は避けてください。 4 荒天時での屋外使用は避けてください。 5 その他、「着ぐるみ取扱説明書」に従い大切に扱ってください。 6 返却前に必ず、破損、汚れがないか確認し、汚れは落として返却してください。 7 当日の記録写真（データ）を提出してください。 ※ 修理が必要な場合、その費用は使用者にて負担していただきます。

●-----●
■区記入欄

受付日	貸出日・時間	貸出確認	返却日・時間	返却確認